

第 3 回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

# 第 2 回会合までの主な意見

2023年 9月21日  
総務省  
総合通信基盤局

## 1. 通信サービスが「全国に届けられる」(ユニバーサルサービスの確保)

### 電話のユニバーサルサービス

#### (固定電話)

- ・メタルの固定電話を将来に渡って継続することは現実的でない。固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきか議論が必要であり、電話サービス等を引き続き対象とする場合は、広く普及しているモバイルによる効率的かつ利便性の高い仕組みをめざすべき。(NTT)
- ・「電話」の全国提供義務は時代にそぐわない。(ソフトバンク)
- ・電話(メタル→光ファイバ)のあまねく義務の撤廃は、有事や災害時に重要な公益性の高い通信確保に支障をきたす。(KDDI)
- ・固定電話は、IP電話も含めれば約6000万世帯が利用しており、まだニーズはある。(長田委員)

#### (公衆電話)

- ・公衆電話のユニバーサルサービス義務の廃止を含め、モバイルによる代替等、コストミニマムな方法の検討が必要。(NTT)
- ・災害時や携帯電話が何らかの事情で使えないときなどは、公衆電話の使用が国民の安心につながる。(相田主査代理、長田委員)

#### (メタル回線の撤廃)

- ・2035年頃にはメタル回線が維持限界を迎える。メタル回線の全廃には10年ほどかかることを踏まえ、今から検討が必要。(NTT)

### ブロードバンドのユニバーサルサービス

#### (責務)

- ・「光ファイバ」の全国提供義務はNTT東西又はアクセス会社に課すことが今後必要。(ソフトバンク)
- ・NTT東西のシェアが低い地域の扱いやモバイルをどう組み込むのか等の課題が整理され、電気通信事業法の中でコストがカバーされる制度ができるのであれば、ラストリゾートの義務を負ってもよいと考えている。(NTT)
- ・ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、あまねく普及責務を課して、特定の事業者に対して退出を禁じる規制を電気通信事業法に規定することは、自由な参入・退出を基本とする同法においては法律の枠組みとして難しいと考えている。(林委員、KDDI)
- ・責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながる。(林委員)

#### (無線技術の活用)

- ・ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象に含めることも検討すべき。(岡田委員)

## 2. 「低廉で多様なサービス」が利用できる（公正競争の確保）

### 総論

- ・ 組織を規律する「NTT法」と取引条件を規律する「電気通信事業法」の両輪で公正競争を確保し、産業発展と経済活性化に寄与（KDDI）
- ・ NTT一社独占への先祖帰りは常にけん制すべきであり、NTTの在り方は定期的に検証・見直しする必要がある。（KDDI）
- ・ 事業法・NTT法で公正競争確保の規定はあるが、ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備運用の懸念がある。（ソフトバンク）

### NTT持株・NTT東西の業務範囲規制

- ・ NTT東西の業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れてきている。（NTT、ソフトバンク）
- ・ 地域産業の活性化等に向け、電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。（NTT）
- ・ 公正競争の観点から、NTT東西の移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要である（ソフトバンク、KDDI）
- ・ 持株会社が自ら事業を行うスキームも選択可能となるよう、業務範囲規制の見直しをしていただきたい。また、自社で社名を変更・決定できるようにしていただきたい。（NTT）

### 組織再編

- ・ 経営の必要に応じて東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるように見直しをしていただくことが望ましい。（NTT）
- ・ NTT東西とNTTドコモの統合等を通じた独占力による競争事業者の排除を懸念している。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）
- ・ マスメディアでNTT東西とドコモとの合併などが書かれているが、全くそういうことは考えていない。（NTT）
- ・ 独占回帰は不可。完全民営化等するのであれば、その前に公社から承継した電柱・管路等の特別な資産を保有するアクセス部門の資本分離が不可欠。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）
- ・ 電気通信事業法にはNTTのグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、同法とNTT法の両方で公正競争の確保を図る必要がある。制度見直しは、規律の廃止と新設を同時に進めないと空白が生じ、公正競争上の問題が大きい。（林委員）

### 電気通信事業法の非対称規制

- ・ 電話時代の規制・ルール（LRIC接続料、プライスカップ規制等）は廃止すべき。（NTT）
- ・ 卸については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は必要最小限であるべき。（NTT）
- ・ NTTドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当ではなく、撤廃していただきたい。（NTT）

## 3. 「国際競争力」を強化する

### 国際展開

- ・ 海外事業はNTTデータに寄せており、**NTTデータの国際展開についてはNTT法とは関係ない。**(NTT)
- ・ **通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異があり、比較は適切でなく、NTTの規制を緩和・NTTのみを後押しすることでGAFAMに対抗できるようになる、GAFAMに匹敵する研究開発を行えるようになる、との議論は正しくないのではないか。**(ソフトバンク)

### 研究開発責務

- ・ 国際展開の更なる推進に向け、**IOWN等の研究開発をパートナーと連携して展開していく上では、経済安全保障及び国際競争力強化の課題があることから、研究開発の推進・普及責務の見直しが必要。**(NTT)
- ・ 開示義務が課されていることで、**海外のベンダと知的財産権の帰属先を議論する際にパートナーングを拒否されることがある。**また、今後、先進技術が開示義務の対象となることで**国際展開のビジネスに影響が出ることを懸念している。**(NTT)
- ・ **研究成果の開示義務は時代にそぐわない。NTTに限らず研究開発投資を横断的に促進する政策（研究開発税制の拡充等）が必要である。**(ソフトバンク)
- ・ 研究成果の開示・非開示は**NTTが自主的に判断しており、運用の見直しで対応可能である。**(KDDI)

## 4. 「経済安全保障」を確保する

### 外資規制

- ・ 外為法の投資規制の対象は外国投資家であり、日本の投資家への適用はないことから、情報通信インフラを守る上でNTT法の役割は大きい。**投資規制強化は資金調達の支障を生じ、経済活動を阻害しうる。外為法と個別法の両方が必要ではないか。**(渡井委員)
- ・ **NTTが公社から承継した電柱・管路等の設備は、競争事業者が持ち得ない「特別な資産」であり、その安定的提供のため外資から保護する必要がある。**主要な国では、外為法のみで外資からの保護を図っている例はない。(KDDI)
- ・ 外国人の株式取得制限は安全保障上の観点からも重要であり、**外為法の強化等を検討することが必要**と考える。なお、**他の電気通信事業者やその他の分野の重要インフラを担う事業者も同様に産業全体で対応していくべき問題。**(NTT)

## 視点

## 主な意見

### 【一定の方向性が確認された事項】

#### 【電話（固定電話・公衆電話）のあまねく責務】

- これまでも技術革新を踏まえた制度改正に取り組んできたが、**固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要。**
  - 電話のユニバーサルサービスの責務について時代に即した見直しが必要。（NTT、ソフトバンク）
  - 電話（メタル→光ファイバ）のあまねく義務の撤廃は、**公益性の高い通信確保に支障をきたすことに留意。**（KDDI）
  - IP電話も含めた**固定電話**（約6千万世帯）や**公衆電話に一定のニーズ**があることにも留意。（長田委員、相田主査代理）

#### 【ブロードバンドのあまねく責務】

- ブロードバンドの提供主体として、**ラストリゾートの確保が課題。**確保方法としては、**NTT東西がその役割を担うこと**や、**国が何らかの指定を行うこと**等を検討すべき。
  - 「光ファイバ」の**全国提供義務は必要。**（ソフトバンク、KDDI）
  - NTT東西のシェアが低い**地域の扱いやモバイルをどう組み込むのか**等の課題が整理され、**電気通信事業法の中でコストがカバーされる制度ができるのであれば、ラストリゾートの義務を負ってもよい**と考えている。（NTT）

### 【その他】

#### 【無線技術の活用】

- **不採算地域でのサービス提供の確保のためには、サービス品質を確保した上で、無線技術の活用を含めて、技術中立的・経済合理的な方法の検討が必要。**
  - **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象として検討すべき。（岡田委員）

#### 【制度見直しの留意事項】

- 特定の事業者に退出を禁じる**あまねく普及責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題あり。**責務の廃止と新設を**一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながる。**（林委員）

通信サービスが「全国に届けられる」（ユニバーサルサービスの確保）

## 視点

## 主な意見

### 【一定の方向性が確認された事項】

- IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とする**NTT東西の業務範囲は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある業務を除き、見直しが必要。**
  - NTT東西の**業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れ**てきている。(NTT、ソフトバンク)
  - 公正競争上の観点から、**移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要。**(ソフトバンク、KDDI)

### 【その他】

#### 【総論】

- 組織を規律する**NTT法と取引条件を規律する電気通信事業法の両輪で公正競争を確保。**(KDDI)
- 独占回帰は常にけん制すべきで、**NTTの在り方は定期的な検証・見直しが必要。**(KDDI)
- 公正競争確保の規定はあるが、**ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備運用の懸念**がある。(ソフトバンク)

#### 【NTT東西・持株の業務範囲規制】

- 地域産業の活性化等に向け、**NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。**(NTT)
- **NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能**となるよう、業務範囲規制の見直しを希望。(NTT)

#### 【組織再編】

- **NTT東西の統合も選択肢**となる見直しを希望。NTT東西とドコモの合併は考えていない。(NTT)
- **NTT東西とドコモの統合等による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- 完全民営化等するのであれば、その前に、特別な資産を保有する**アクセス部門の資本分離が不可欠。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- **電気通信事業法にはNTTのグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、同法とNTT法の両方で公正競争の確保を図る必要あり。**制度見直しは、**規律の廃止と新設を同時に進めない**と空白が生じ、**公正競争上の問題が大きい。**(林委員)

#### 【電気通信事業法の非対称規制】

- 電話時代の規制廃止、卸の規律は必要最小限、ドコモの禁止行為規制の撤廃等を希望。(NTT)

「低廉で多様なサービスが利用できる」

（公正競争の確保）

## 視点

## 主な意見

3

「国際競争力」を強化する

### 【一定の方向性が確認された事項】

- グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、**国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及の責務**については、**原則開示の運用の見直しが必要**。
  - IOWN等をパートナーと展開していく上で、経済安保・国際競争力の課題があるため、**研究開発の推進・普及責務の見直しが必要**。開示義務により国際展開に影響が出ることを懸念。（NTT）
  - 研究成果の**開示義務は時代にそぐわない**。NTTに限らない研究開発投資の促進（税制の拡充等）が必要。（ソフトバンク）
  - 研究成果の開示・非開示は**NTTが自主的に判断**しており、**運用の見直しで対応可能**。（KDDI）

### 【その他】

#### 【研究開発の推進の責務】

- 研究所を縮小して**基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数**ある等の課題を踏まえ、**研究の推進の責務**については、**イノベーション促進の観点から検討**すべき。（相田委員、藤井委員）

#### 【国際展開】

- 海外事業はNTTデータに寄せており、**同社の国際展開についてはNTT法とは関係ない**。（NTT）
- **通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異があり、比較は適切でなく、NTTの規制を緩和・NTTのみを後押しすることでGAFAMに対抗できるようになるとの議論は正しくないのではないか**。（ソフトバンク）

4

「経済安全保障」を確保する

### 【一定の方向性が確認された事項】

- NTT法の**外資規制**については、**外為法とは目的と手段の両方に違いがあることに留意して検討することが必要**。

### 【その他】

- 情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT法は重要。外為法の投資規制は、外国投資家が対象であり日本の投資家に適用はない。また規制の強化は経済活動を阻害する。**外為法と個別法の両方が必要ではないか**。（渡井委員）
- NTTが公社から承継した**電柱・管路等の設備は、「特別な資産」**であり、**外資から保護する必要**がある。（KDDI）
- **外為法の強化が必要**。他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め**産業全体で対応**すべき。（NTT）

（注） NTTへの国の関与の在り方（外資規制、政府保有義務等の各種担保措置）については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。